入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和 ８ 年１１月２６日

支出負担行為担当官
関東農政局長　　菅家　秀人

１　競争に付する事項
（１）件　　名　令和９年度健康診断業務（本局ほか）単価契約
（２）履行期限　令和１０年１月３１日（月）
（３）履行場所　仕様書のとおり
（４）入札方法　入札者は入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）をもって申し込むこと。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
（５）業務内容　仕様書のとおり

２　競争に参加する者に必要な資格に関する事項
（１）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号。以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（２）予決令第７１条の規定に該当しない者であること。
（３）令和０７・０８・０９年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）における資格の種類「役務の提供等」において、「関東・甲信越地域」の競争参加有資格者であり、上記件名の仕様書に示す範囲内に所在する医療機関であること、又は同仕様書に示す範囲内に所在する医療機関又は同仕様書に示す範囲内に所在する医療施設を確保し健康診断が可能である者であること。
（４）予決令第７３条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定めた資格は、健康診断業務を遂行するのに際し、診断結果について情報管理が確立していること。
（５）入札参加申請書等の提出期限の日から入札執行の日までの間において、関東農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成２６年１０月２日付け２６関総第５７５号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

３　電子調達システムの利用
本件は電子調達システムを利用して、入札等を電子入札方式により実施することができる対象案件である。

４　入札説明書の交付場所及び期間並びに問い合わせ先
（１）交付場所及び問い合わせ先
〒３３０－９７２２
埼玉県さいたま市中央区新都心２－１　さいたま新都心合同庁舎２号館　１２階
関東農政局総務部総務課　大里　賢
電話番号　０４８－７４０－００１４

（２）交付期間

令和８年１１月２６日（木）から令和８年１２月１１日（金）まで（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条に定める行政機関の休日を除く。）の午前１０時から午前１２時まで及び午後１時から午後５時まで。

入札説明書は、電子調達システム（https://www. p-portal.go.jp）により交付する。

なお、紙での交付を希望する場合は、あらかじめその旨を上記の交付場所に申込を行ったうえで、上記の期間、上記（１）交付場所にて交付する。

※　郵送又は各都県にある関東農政局各都県拠点での交付を希望する場合は、上記（１）の問い合わせ先まで連絡すること。

５　入札参加申請

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加申請書類を令和８年１２月１１日（金）午後５時までに提出すること。

（電子入札による場合）電子調達システムにより提出する。

（紙入札による場合）　上記４（１）の場所に持参又は郵送する。

提出された入札参加申請書を支出負担行為担当官が審査し、その審査に合格した者を最終的に入札に参加させるものとする。

なお、審査結果については、令和８年１２月２１日（月）までに通知する。

６　入札執行の場所、日時及び入札書の受領期限

（１）場所

埼玉県さいたま市中央区新都心２－１　さいたま新都心合同庁舎２号館　１２階

関東農政局　入札室

（２）開札日時

令和９年１月６日（水）　午前１１時（入札後直ちに開札を行う。）

（３）入札書受領期限

令和９年１月５日（火）　午後５時

電子調達システムによる提出、持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

ただし、持参の場合は開札日当日の持参を認める。

７　入札保証金及び契約保証金

免除

８　入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の入札、入札参加申請書又は資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

９　契約書作成の要否　要

10　落札者の決定方法

予決令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

11　その他

（１）入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）詳細は入札説明書による。

（３）本入札に係る落札及び契約締結は、令和９年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものであるほか、予算が成立した場合であっても、成立時期や内容によっては契約締結を行わない場合があることを条件とする。

お知らせ

1　農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは当局のホームページ（https://www.maff.go.jp/kanto/shinsei/koukihoji/index.html）をご覧ください。

2　農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。